

公 告

有田町公告第197号

下記の森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和8年10月1日

有田町長 鷺尾 佳英



記

- 1 経営管理権集積計画の対象森林
別紙のとおり
- 2 縦覧場所 有田町役場農林課、有田町ホームページ
- 3 本公告により、有田町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。